

## 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会積立金規程

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会積立金規程（平成 29 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の将来にわたる健全な運営と活動基盤の維持及び不時の支出に備えるため、資金の積み立て（以下「積立金」という。）を行い、その管理、運営及び処分等に関する事項を定めるものとする。

（積立金の種類及び目的）

第 2 条 積立金の種類及び目的は、次の各号に掲げるものとする。

（1）経営安定化積立金 本会の健全経営及び事業の継続実施に充てる資金とする。

（2）退職手当積立金 本会正規職員の退職手当の支給に充てる資金とする。

（積立額）

第 3 条 積立金に積み立てる額は、毎年度予算で定めるものとする。

（管理）

第 4 条 積立金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、積立金に属する資金は、必要に応じ最も安全確実な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 5 条 積立金の運用から生じる収益は、積立金に編入し又は、収入に計上して事業経費に充てることができる。

（繰替運用）

第 6 条 会長は、本会の運営上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて、積立金に属する資金を収入支出現金に繰替えて運用することができる。

（処分）

第 7 条 積立金は、第 2 条の積立目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、積立金に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（令和 7 年 3 月 13 日）

（施行期日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。